

## 業務管理体制報告書の作成にあたって

### 業務管理体制（法令等遵守）について

平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられました。

業務管理体制の整備は、法令遵守責任者が中心となって、事業者自らが法令遵守の体制作りに取り組むことを目的としています。

本報告書の重点は、事業者の規模や法人種別等に応じた法令等遵守に対する考え方及び事業者における法令等遵守に係る方針の策定、内部規定・組織体制の整備、評価・改善活動という一連の過程が適切に行われ、有効に機能しているかを確認することにあります。

本報告書の作成により、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、改善を図る契機としてください。

### 記入時の留意点

- 1 業務管理体制に係る届出書の提出のあった事業者について、整備・運用状況を確認するために、定期的に確認検査（以下「一般検査」という。）を実施しています。
  - 2 事業者の考え方、現在の運用状況の報告となるので、必ずすべての問いに対して回答してください。
- ※報告書に不備・不明瞭な点があれば、大分県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領の手順に従い、運用状況を聴取する場合があります。
- 3 業務管理体制に係る届出書の内容に変更があった場合は、「業務管理体制の整備に係る届出事項の変更届出書」の提出が必要です。
  - 4 事業所等の数について、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。（「居宅介護」と「重度訪問介護」の指定を併せて受けている場合や、「就労移行支援」と「就労継続支援A（B）型」を多機能型事業所として指定を受けている場合は、その事業所数は「2」と数えます。）事業所等の数が **20以上**になると「法令遵守規程」の概要を届け出る必要があります。
  - 5 締切日厳守です。
  - 6 「大分県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領」ならびに「業務管理体制の整備に係る検査調書」のWordファイルを、下記アドレスの県庁ホームページに掲載しています。

**参考：**<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/gyoumukannritaisei.html>